

難病・小児慢性特定疾患対策について

氏名：川野 宇宏（かわの たかひろ）

所属：厚生労働省

○プロフィール



広島県出身。1993年4月、厚生省（現厚生労働省）入省。2003年4月より3年間、滋賀県庁に出向し、障害福祉課長等として勤務。その後、厚生労働大臣秘書官、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官、内閣官房新型インフルエンザ等対策室／国際感染症対策調整室内閣参事官等を経て、2017年7月より現職（厚生労働省健康局難病対策課長）。

○発言要旨

平成27年1月の難病法・改正児童福祉法の施行により、難病・小児慢性特定疾患の医療費助成について、消費税収入を充てることができるようになり、公平で安定的な制度が確立されました。これにより、対象疾患数は、難病については、それまでの56疾患から現在は331疾患まで、小児慢性特定疾患についても、514疾患から756疾患まで、大幅に拡充されました。また、特定疾患治療研究事業でいくつかの疾患に設けられていた重症度の基準が全ての疾患に設けられるとともに、軽症でも医療費が高額であれば医療費助成が受けられる軽症高額の仕組みも導入されました。その他、難病に関する研究の推進、早期診断に向けた医療提供体制の整備、就労支援の充実などの取り組みも進められています。

一方、法律が施行されて3年が経過する中、新たな課題も指摘されています。難病法・改正児童福祉法では、法施行後5年以内を目途とした検討規定が設けられています。今後の検討に向けて、日本難病・疾病団体協議会（JPA）や難病のこども支援全国ネットワークともご相談させていただきながら、現在、患者の皆さんの声をお聞きしているところです。今日も様々なお話を聞かせていただければと思います。